

募集要項

日本非核宣言自治体協議会平和事業（出張講座等）への講師派遣事業募集要項

1 目的

日本非核宣言自治体協議会平和事業（出張講座等）への講師派遣事業（以下、「講師派遣事業」という）は、日本非核宣言自治体協議会（以下、「本協議会」という）会員自治体が主催する平和啓発のための講座、講演会等に講師を派遣することで、被爆の実相を継承し、より一層の啓発を図ることを目的とします。

2 派遣対象

本協議会会員自治体が主催する平和啓発を目的とした事業を対象とします。

3 派遣する講師

- (1) 長崎大学核兵器廃絶研究センター及び核兵器廃絶長崎連絡協議会が推薦する、平和教育の実践に取り組む大学生等（以下、「大学生等」という）。
- (2) 長崎市家族・交流証言者または広島市被爆体験伝承者（以下、「伝承者等」という）。
ただし、厚生労働省が実施する「被爆体験伝承者等派遣事業」を利用可能な場合は、同事業を優先します。

4 派遣時期

- (1) 大学生等
大学の授業及び試験期間の都合により、原則8月、9月及び3月とします。それ以外の時期は、講師が調整できない可能性がありますので、事前にご相談ください。
- (2) 伝承者等
個別にご相談ください。

5 派遣自治体数

1会計年度あたり10自治体程度

6 申請手続き

派遣を希望する場合は、平和事業（出張講座等）への講師派遣申込書（様式1）により、講座等実施予定日の原則2か月前までに本協議会事務局に申し込んでください。なお、団体等が講師派遣を希望される場合は、会員自治体の平和担当課をとおして、申込みを行ってください。

7 決定通知

事務局は、派遣する講師の調整を行い、講師派遣決定通知書（様式2）により会員自治体に通知します。

8 実施報告

会員自治体は、当該講座等終了後、すみやかに派遣結果報告書（様式3）を提出してください。

9 役割分担

（1）事務局

- ア 派遣する講師の手配
- イ 派遣に係る旅程の調整

（2）会員自治体

- ア 参加者の確保
- イ 会場の確保、手配
- ウ 機材（マイク、スピーカー、プロジェクター、スクリーン等）の確保、手配
- エ 講師との調整、打合せ
- オ その他必要な業務

10 費用負担等

（1）事務局

講師旅費、宿泊費、日当、謝礼金

（2）会員自治体

上記9（2）に係る経費。

11 その他

1 会員自治体への派遣は、原則として1会計年度あたり1回とします。ただし、連続した日程もしくは、1日に複数の会場に講師を派遣する場合は1回と数えることとします。